

# 4 月 NEWS

## 【1】 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴い一時支援金の制度が出来ました。

給付対象は

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
  - ②2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50%以上減少していること
- の以上 2 つに該当する方となっております。

## 【2】 一時支援金の事前確認について

ここでは、給付要件の事前確認についてピックアップして説明させていただきます。

### 1.事前確認

今回の一時支援金については一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、一時支援金事務局が登録した登録確認機関により、形式的な事前確認を行う必要があります。

### 2.手順

登録確認機関に連絡をし、日程を打合せのもとテレビ会議又は対面にて実施いたします。

※事前に一時支援金のアカウントの申請及び登録をお願い致します。

### 3.用意いただく書類

- ①収受日付印の付いた 2019 年 1 月～3 月及び 2020 年 1 月～3 月までをその期間に含む全ての確定申告書の控
- ②2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
- ③2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳
- ④本人確認のための「運転免許所」、「マイナンバーカード」、「住民票及び各種健康御保険証」等
- ⑤法人の場合は全部履歴事項証明書
- ⑥委任された方の場合には委任状（書式自由）
- ⑦宣誓・同意書

〈税理士法人アリオンとしての対応について〉

弊社でも登録確認機関としての手続きを行っております。登録確認機関でお困りの方はご連絡くださいませ。

※手数料をいただいております。

### 【3】 4月の主な税務

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

申告期限等	内容
4月12日	3月分源泉徴収税・住民税の特別徴収税額の納付
4月30日	2月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告
	10月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

### 【4】 スタッフの一言

4・5月は会計事務所にとっての繁忙期における最後の期間です。季節の変わり目で体調を崩しやすい時期ですが、一層気を引き締めて業務にあたろうと思います。皆様もどうぞご自愛くださいませ。

担当：馬田